

議案第 2 号

沖縄県教育委員会職員服務規程等の一部を改正する訓令について

以下の理由により、沖縄県教育委員会職員服務規程等の一部を改正する訓令案を別紙のとおり提出する。

令和 7 年 2 月 13 日 提出

沖縄県教育委員会教育長 半嶺 満

理 由

教育 D X 推進課を設置することに伴い、関係する訓令の規定を整理する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

別紙

沖縄県教育委員会訓令第 号

沖縄県教育委員会職員服務規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 7 年 月 日

沖縄県教育委員会

教育長 半 嶺 満

沖縄県教育委員会職員服務規程等の一部を改正する訓令

(沖縄県教育委員会職員服務規程の一部改正)

第 1 条 沖縄県教育委員会職員服務規程（昭和47年沖縄県教育委員会訓令第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の 2 第 2 号中「、教育 D X 推進室長」を削る。

(教育庁等文書管理規程の一部改正)

第 2 条 教育庁等文書管理規定（昭和53年沖縄県教育委員会訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項中「県立学校教育課」の次に「、教育 D X 推進課」を加える。

別表県立学校教育課の項の次に次のように加える。

「	県立学校教育課	「	教県	」を
「	県立学校教育課	「	教県	」に
「	教育 D X 推進課	「	教 D	」

改める。

(沖縄県教育庁等職員人事評価実施規程の一部改正)

第 3 条 沖縄県教育庁等職員人事評価実施規程（平成28年沖縄県教育委員会訓令第 3 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1（第 3 条関係）注 3 中「、教育 D X 推進室長」を削る。

附 則

この訓令は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

訓令案の概要の説明

部課名 教育庁総務課

1 件名

沖縄県教育委員会職員服務規程等の一部を改正する訓令

2 改正の経緯及び必要性

教育D X推進課を設置することに伴い、関係する訓令の規定を整理する必要がある。

3 改正案の概要

- (1) 沖縄県教育委員会職員服務規程（昭和47年教育委員会訓令第4号）を次のように改める。＜第1条＞
課長等の用語から、教育D X推進室長を削る。（第1条の2関係）
- (2) 教育庁等文書管理規程（昭和53年教育委員会訓令第2号）を次のように改める。
＜第2条＞
ア 予算に関連する事案の決裁を庶務担当班長に回議する課に教育D X推進課を加える。（第2条関係）
イ 教育D X推進課の文書記号を定める。（別表関係）
- (3) 沖縄県教育庁等職員人事評価実施規程（平成28年教育委員会訓令第3号）を次のように改める。＜第3条＞
室長等の中から教育D X推進室長を削る。（別表第1関係）
- (4) この訓令は令和7年4月1日から施行する。（附則）

4 添付資料

新旧対照表

新旧対照表（第1条関係）

沖縄県教育委員会職員服務規程（昭和47年教育委員会訓令第4号）新旧対照表		
改 正 案	現 行	
第1条（略）	（趣旨） 第1条 この訓令は、別に定めのあるもののほか、沖縄県教育委員会（以下「教育委員会」という。）の所管に属する一般職の職員（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する職員を除く。以下「職員」という。）の服務に関し必要な事項を定めるものとする。 （定義） 第1条の2 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 統括監等 沖縄県教育庁組織規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第1号。以下「組織規則」という。）第15条に規定する教育管理統括監及び教育指導統括監、組織規則第18条の2に規定する参事監並びに組織規則第18条の3に規定する参事をいう。 (2) 課長等 組織規則第16条に規定する課長、組織規則第17条に規定する教育企画室長、福利厚生監、技術調整監、県立学校人事管理監、小中学校人事管理監、特別支援教育室長、<u>教育DX推進室長</u>及び学力向上推進室長並びに組織規則第18条の4に規定する副参事をいう。 (3) 所長等 組織規則第21条及び沖縄県立教育機関組織規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第2号）第5条に規定する所長及び館長並びに沖縄県立高等学校管理規則（平成12年沖縄県教育委員会規則第7号）第48条、沖縄県立特別支援学校管理規則（平成12年沖縄県教育委員会規則第8号）第43条及び沖縄県立中学校管理規則（平成18年沖縄県教育委員会規則第13号）第25条に規定する校長をいう。 (4) 所属長 課長以上の職にある職員及び所長等にあつては教育長を、その他の職員にあつては課長又は所長等をいう。 (5) 勤務管理システム 電子計算機等を利用して、出勤時刻及び退勤時刻の記録、休暇承認の手続その他職員の勤務時間及び休暇の管理に関する事務の処理を行う	

第2条～第24条（略）	第2条～第24条（略）
第1号様式～第29号様式（略）	第1号様式～第29号様式（略）

システムで、教育庁及び教育機関（学校を除く。）にあつては総務課長が、学校にあつては学校人事課長が管理するものをいう。

新旧対照表（第2条関係）

教育庁等文書管理規程（昭和53年教育委員会訓令第2号）新旧対照表		
改 正 案	現 行	
第1条（略）	（目的） 第1条 この訓令は、別に定めるもののほか、沖縄県教育庁組織規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第1号。以下「教育庁組織規則」という。）第2条に規定する沖縄県教育庁並びに沖縄県立教育機関設置条例（昭和47年沖縄県条例第24号）、沖縄県立離島児童生徒支援センターの設置及び管理に関する条例（平成27年沖縄県条例第51号）及び沖縄県立図書館の設置及び管理に関する条例（平成30年沖縄県条例第57号）の定めるところにより設置される教育機関（以下「学校を除く教育機関」という。）における文書の管理について必要な事項を定めることにより、行政事務の適切なかつ能率的遂行に資することを目的とする。	
（回議順序） 第2条 起案文書は、下位の職にある者から上位の職にある者に順に回議しなければならぬ。この場合において、専決に係る事案については、当該専決者までとする。 2 （略） 3 県立学校教育課、教育DX推進課、義務教育課、保健体育課、生涯学習振興課及び文化財課における予算に関連する事案の決裁は、当該課の庶務を担当する班長に回議するものとする。 4 （略） 第3条～第12条 （略）	（回議順序） 第2条 起案文書は、下位の職にある者から上位の職にある者に順に回議しなければならぬ。この場合において、専決に係る事案については、当該専決者までとする。 2 第41条及び第42条の規定により他の課に合議する必要があるものについては、所管課長の決定を経た後、他の課の決定を経て教育長又は専決者の決裁を受けるものとする。 3 県立学校教育課、義務教育課、保健体育課、生涯学習振興課及び文化財課における予算に関連する事案の決裁は、当該課の庶務を担当する班長に回議するものとする。 4 前3項の規定にかかわらず、総務課長は必要があると認めるときは、その回議順序の一部を変更し、又は省略することができる。 第3条～第12条 （略）	

第13条 (略)

(記号及び番号)

第13条 文書には、次に定めるところにより記号及び番号を付さなければならない。
この場合、記号の次に番号を付すものとする。

(1) 教育委員会規則、告示及び訓令の記号は、その区分により教育委員会が制定又は発するものにあつては、「沖縄県教育委員会規則」、「沖縄県教育委員会告示」及び「沖縄県教育委員会訓令」とし、告示及び訓令のうち、教育長が発するものにあつては、「沖縄県教育委員会教育長告示」及び「沖縄県教育委員会教育長訓令」とし、それらの番号は、文書管理システムで管理する公布日等の日付順の一連番号とすること。

(2) 指令、達及び諮問の記号は、次のとおりとし、それらの番号は、文書管理システムで管理する一連番号とする。

ア 教育委員会の権限に基づき発するもの 「沖縄県教育委員会指令」、「沖縄県教育委員会達」及び「沖縄県教育委員会諮問」

イ 教育長の権限に基づき発するもの 「沖縄県教育委員会教育長指令」、「沖縄県教育委員会教育長達」及び「沖縄県教育委員会教育長諮問」

ウ 沖縄県知事から付与された専決権限に基づき発するもの 「沖縄県指令教」、「沖縄県達教」及び「沖縄県諮問教」

第14条～第68条 (略)

第14条～第68条 (略)

別表 (第13条関係)

文書記号

名称	記号
(略)	(略)
(略)	(略)

別表 (第13条関係)

文書記号

名称	記号
教育委員会	教委
県立学校教育課	教県

教育D X推進課		教D		(新設)	(新設)
(略)		(略)	義務教育課		教義
(略)		(略)	文化財課		教文
第1号様式～第22号様式 (略)			第1号様式～第22号様式 (略)		

新旧対照表（第3条関係）

沖縄県教育庁等職員人事評価実施規程（平成28年教育委員会訓令第3号）新旧対照表					
改 正 案		現 行			
第 1 条（略）		（目的） 第 1 条 この訓令は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第23条の2第1項の規定に基づき、教育庁並びに沖縄県立教育機関設置条例（昭和47年沖縄県条例第24号）、沖縄県立離島児童生徒支援センターの設置及び管理に関する条例（平成27年沖縄県条例第51号）及び沖縄県立図書館の設置及び管理に関する条例（平成30年沖縄県条例第57号）の定めるところにより設置される教育機関の職員（以下「職員」という。）がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を把握した上で勤務成績の評価を行うこと（以下「人事評価」という。）により、人事評価を人事管理の基礎として活用し、人事管理の厳正かつ公正な実施を図り、もって職員の人材育成及び組織の活性化に資することを目的とする。			
別表第 1（第 3 条関係）		別表第 1（第 3 条関係）			
組織区分	被評価者	1 次評価者	2 次評価者	実施権者	
本庁	参事監	教育長	一	教育長	
	統括監 参事				
	課長	統括監	一		
	室長等 副参事	課長	統括監		
	班長級の職				

主査級以下の職（これに相当する職を含む。）	班長又は室長等	教育管理統括監
出先機関・教育機関	総合教育センター所長 参事	教育長 一
	所長（総合教育センター所長除く。） 館長	一
	総括 副参事	統括監
	班長級の職	
	離島児童生徒支援センターを除く出先機関の主査級以下の職（これに相当する職を含む。）	班長 所長等
	離島児童生徒支援センターの主査級以下の職（これに相当する職を含む。）	所長 所管課長

注 1 （略）

注 2 （略）

主査級以下の職（これに相当する職を含む。）	班長又は室長等	課長	教育管理統括監
出先機関・教育機関	総合教育センター所長 参事	教育長	教育長
	所長（総合教育センター所長除く。） 館長	統括監	一
	総括 副参事	所長等	統括監
	班長級の職		
	離島児童生徒支援センターを除く出先機関の主査級以下の職（これに相当する職を含む。）	班長	所長等
	離島児童生徒支援センターの主査級以下の職（これに相当する職を含む。）	所長 所管課長	教育管理統括監

注 1 実施権者は、この表に定める区分によることが適当でないと認める場合は 1 次評価者及び 2 次評価者を別に定めることができるほか、合理的な理由がある場合には 2 次評価者を指定しないことができる。

注 2 統括監とは、沖縄県教育庁組織規則第 15 条第 1 項に規定する教育管理統括監及び教育指導統括監をいう。

注 3	室長等とは、沖縄県教育庁組織規則第17条に規定する教育企画室長、福利厚生監、技術調整監、県立学校人事管理監、小中学校人事管理監、特別支援教育室長、 <u>教育DX推進室長及び学力向上推進室長</u> をいう。	注 3	室長等とは、沖縄県教育庁組織規則第17条に規定する教育企画室長、福利厚生監、技術調整監、県立学校人事管理監、小中学校人事管理監、特別支援教育室長、 <u>教育DX推進室長及び学力向上推進室長</u> をいう。
注 4	(略)	注 4	所管課長とは、沖縄県教育庁組織規則第4条から第11条までに規定する出先機関及び教育機関に関する事務を所掌している本庁の課の課長をいう。
注 5	(略)	注 5	総括とは、沖縄県立教育機関組織規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第2号）第6条第1項に規定する教職研修総括及び学校支援総括をいう。
注 6	(略)	注 6	所長等とは、沖縄県教育庁組織規則第21条第1項に規定する所長及び沖縄県立教育機関組織規則第5条第1項に規定する所長又は館長をいう。
別表第2～別表第5（略）		別表第2～別表第5（略）	
第1号様式～第6号様式（略）		第1号様式～第6号様式（略）	